

三村 量一 (みむら りょういち)

職 業	弁護士
事 務 所	三村小松法律事務所
住 所	東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー10 階
電話番号	03-6275-6015
【主な経歴】	
1977年4月1日 司法修習生（第31期。修習地・東京）	
1979年4月9日 東京地方裁判所判事補（労働/民事通常部）	
1983年8月1日 最高裁判所事務総局民事局付	
1985年8月1日 東京地方裁判所判事補（破産部）	
1986年4月1日 旭川地方・家庭裁判所判事補	
1989年4月1日 東京地方裁判所判事補（知的財産部）	
1989年4月9日 東京地方裁判所判事（知的財産部）	
1991年4月1日 東京地方裁判所判事（民事通常部）	
1993年4月1日 最高裁判所調査官（民事事件・知的財産事件担当）	
1998年4月1日 東京地方裁判所判事（部総括代理・知的財産部）	
1999年4月1日 東京地方裁判所判事（部総括・知的財産部）	
2005年4月1日 知的財産高等裁判所判事	
2008年4月1日 東京高等裁判所判事（民事通常部）	
2009年8月1日 第一東京弁護士会登録	
1981年～1983年 ドイツ連邦共和国ケルン大学法学部留学	
2010年4月～ 早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）客員教授	
2010年5月～ 著作権法学会理事	
【主な取扱分野】	
知的財産権関係訴訟、知的財産権ライセンス取引等	
【著書等】	
・ 「特許実施許諾契約」（『ビジネス法務大系 I（ライセンス契約）』、日本評論社、2007年2月）	
・ 「非専用品型間接侵害(特許法101条2号、5号)の問題点」（知的財産法政策学研究19号、2008年2月）	
・ 「改善多項制の下におけるクレーム訂正」（知的財産法政策学研究22号、2009年3月）	
・ 「発明の本質的部分 —独占権と「等価交換」したもの—」（日本工業所有権法学会年報32号、2009年6月）	
・ 「知的財産権侵害訴訟における損害額の算定について—特許法102条1項の解釈を中心に—」（『知的財産権侵害と損害賠償』、成文堂、2011年3月）	
・ 「特許法102条2項にいう「利益」の意義」（『特許判例百選（第4版）』（別冊ジュリスト第209号）、有斐閣、2012年4月）	

- 「特許権の消尽—方法の発明に係る特許権及びシステム発明に係る特許権の消尽の問題を中心に」『現代知的財産法講座 II 知的財産法の実務的發展』（日本評論社、2012年9月）
- 「平成23年改正特許法施行後における特許関係訴訟の状況と留意点」（Law & Technology 2013年7月1日号（No. 60）、株式会社民事法研究会、2013年7月）
- 「特集「営業秘密 その現状と向かう先」座談会『営業秘密をめぐる現状と課題』」（ジュリスト 2014年7月号（No. 1469）、株式会社有斐閣、2014年6月）

(2019年8月19日更新)